

軽度者に対する福祉用具貸与届出要否判断基準

福祉用具を貸与する前には必ず主治医の意見を確認し、そのうえで担当者会議を行ってください。
 下記に記載する基準は、担当者会議開催後に確認する必要がありますので注意してください。

アー 1 車いす及び車いす付属品

【1】直近の基本調査（認定調査票）による状態像の確認。

→厚生労働大臣が定める者のイの下記のいずれかの状態像に該当しているか。

厚生労働大臣が定める者のイ (状 態 像)	左欄の状態像に該当する基本調査項目	対 応
(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1 - 7	
	1. 「つかまらないでできる」	届出必要
	2. 「何かにつかまればできる」	
	3. 「できない」	届出不要
(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	なし	
	※主治医の所見により、左記の状態であることが確認されていること。	届出不要

アー 2 電動車いす及び電動車いす付属品

【1】直近の基本調査（認定調査票）および主治医意見書による認知症高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）・障害高齢者の日常生活自立度の確認。

※電動車いす及び電動車いす付属品の軽度者貸与については、必ず市への届出が必要です。

イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品

【1】直近の基本調査（認定調査票）による状態像の確認。

→厚生労働大臣が定める者のイの下記のいずれかの状態像に該当しているか。

厚生労働大臣が定める者のイ (状 態 像)	左欄の状態像に該当する基本調査項目	対 応
(一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1 - 4	
	1. 「つかまらないでできる」	届出必要
	2. 「何かにつかまればできる」	
	3. 「できない」	届出不要
(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3	
	1. 「つかまらないでできる」	届出必要
	2. 「何かにつかまればできる」	
	3. 「できない」	届出不要

ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器

【1】直近の基本調査（認定調査票）による状態像の確認。

→厚生労働大臣が定める者のイの下記の状態像に該当しているか

厚生労働大臣が定める者のイ (状態像)	左欄の状態像に該当する基本調査項目	対応
(一) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3	
	1. 「つかまらないでできる」	届出必要
	2. 「何かにつかまればできる」	
	3. 「できない」	届出不要

エ 認知症老人徘徊感知機器

【1】直近の基本調査（認定調査票）による状態像の確認。

→厚生労働大臣が定める者のイの下記の状態像にすべて該当しているか

※ (一) (二) でそれぞれ一つずつ「届出不要」の項目があれば当該福祉用具の貸与にあたり届出は不要です。

厚生労働大臣が定める者のイ (状態像)	左欄の状態像に該当する基本調査項目	対応
(一) 意思の伝達・介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1	
	1. 「できる」	届出必要
	2. 「ときどきできる」	届出不要
	3. 「ほとんどできない」	
	4. 「できない」	
	基本調査3-2～3-7のいずれか	
	1. 「できる」	届出必要
	2. 「できない」	届出不要
	基本調査3-8～4-15のいずれか	
	1. 「ない」	届出必要
	2. 「ときどきある」	届出不要
	3. 「ある」	
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2
1. 「介助されていない」		届出不要
2. 「見守り等」		
3. 「一部介助」		
4. 「全介助」		届出必要

オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）

【1】直近の基本調査（認定調査票）による状態像の確認。

→厚生労働大臣が定める者のイの下記のいずれかの状態像に該当しているか。

厚生労働大臣が定める者のイ (状態像)	左欄の状態像に該当する基本調査項目	対応
(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8	
	1. 「つかまらないでできる」	届出必要
	2. 「何かにつかまればできる」	
	3. 「できない」	届出不要
(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1	
	1. 「介助されていない」	届出必要
	2. 「見守り等」	
	3. 「一部介助」	届出不要
4. 「全介助」		
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	なし	届出不要
	※主治医の所見により、左記の状態であることが確認されていること。	

カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

【1】直近の基本調査（認定調査票）による状態像の確認。

→厚生労働大臣が定める者のイの下記の状態像にすべて該当しているか

※ (一) (二) でそれぞれ一つずつ「届出不要」の項目があれば当該福祉用具の貸与にあたり届出は不要です。

厚生労働大臣が定める者のイ (状態像)	左欄の状態像に該当する基本調査項目	対応
(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6	
	1. 「介助されていない」	届出必要
	2. 「見守り等」	
	3. 「一部介助」	届出不要
4. 「全介助」		
(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1	
	1. 「介助されていない」	届出必要
	2. 「見守り等」	
	3. 「一部介助」	届出不要
4. 「全介助」		

★判断に困ったときは、必ず介護保険課給付担当にお問い合わせください。